

平成 21 年 4 月 10 日

受益者の皆様へ

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・シリーズ
信託約款の変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社ではご投資いただいております追加型証券投資信託「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・シリーズ（ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型（愛称:ゼニガメ）、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型（愛称:ウミガメ）、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型（愛称:ミノガメ）」（以下「当ファンド・シリーズ」といいます。なお、当ファンド・シリーズ内の個別のファンドを指す場合には、以下「各ファンド」もしくは「安定型」、「バランス型」、「積極型」といいます。）につきまして、下記の通り、信託約款の変更を予定しております。この信託約款の変更の趣旨および内容についてご理解賜りますとともに、引き続き当ファンドをご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

本件は、重大な信託約款の変更（改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」第 46 条）に該当するため、受益者の皆様へお知らせするものです。

1. 信託約款の変更の理由

この度の信託約款の変更は、投資環境等の変化に合わせて適宜投資対象の投資信託証券を見直すことにより、運用成果のより一層の向上を目指すものです。また、組入れる投資信託証券の見直しにより、実質的な信託報酬率（概算）においても、引き下げ効果をもたらすものと考えます。

2. 信託約款の変更の内容

- 各ファンドにおける「運用の基本方針 2. 運用方法（1）投資対象」に記載の投資対象を「わが国の投資信託証券を主な投資対象とします。」から「主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。」に変更します。

- (2) 各ファンドにおける「運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度」に記載の主に投資する投資信託証券を下表に変更します。

(変更前)

	主に投資する投資信託証券
安定型	ユナイテッド・タートルファンド1 (適格機関投資家向け) ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル3 (適格機関投資家向け) アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル (適格機関投資家向け)
バランス型	ユナイテッド・タートルファンド2 (適格機関投資家向け) ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル3 (適格機関投資家向け) アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル (適格機関投資家向け)
積極型	ユナイテッド・タートルファンド3 (適格機関投資家向け) ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル3 (適格機関投資家向け) アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル (適格機関投資家向け)

(変更後)

各ファンド共通に「別に定める投資信託証券」とします。当該別に定める投資信託証券は、各ファンドの信託約款内のリストに掲げられ、投資環境等の変化により適宜見直しを行なうものとします。

上記 (1) および (2) の変更に伴い、各ファンドの下記の事項についても変更します。

- (3) 一部解約金の支払い開始日を、一部解約の請求を受付けた日から起算して、原則として「5営業日目」から「6営業日目」に変更します。
- (4) 各ファンドの設定及び解約（換金）に係る受付中止日を「ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト・パリのいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日」から「ニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日」へ変更します。
- (5) 各ファンドにおける信託報酬率を現行の「0.8925% (税抜 0.85%)」から「1.365% (税抜 1.30%)」に変更します。

* なお、各ファンドが投資する投資信託証券における信託報酬等を含めると、**実質的に負担する信託報酬率は、現行の1.80889% (税抜 1.72275%) ~ 1.82044% (税抜 1.73375%) ± 0.30% (概算) から1.785% (税抜 1.70%) ± 0.30% (概算) へ引下げとなります。**

3. 今後の日程および各種手続きについて

- (1) 信託約款の変更日程

法定公告 (日本経済新聞朝刊)	平成 21 年 4 月 10 日
異議申立期間	平成 21 年 4 月 10 日から平成 21 年 5 月 15 日まで

信託約款の変更の届出（予定）	平成 21 年 5 月 18 日
買取請求期間（予定）	平成 21 年 5 月 18 日から平成 21 年 6 月 11 日まで
信託約款の変更の適用日（予定）	平成 21 年 6 月 12 日

なお、公告日（平成 21 年 4 月 10 日）において当ファンドの受益権をお持ちの方は、上記の異議申立期間中に、ユナイテッド投信投資顧問株式会社に対し、書面により、この信託約款の変更に対して異議を申立てることができます。

※ 本変更にご異議のある方のみお手続き下さい。ご同意いただける方は、特にお手続きいただく必要はございません。

（2）異議お申立の方法について

異議のお申立をされる受益者の方は、

1. ご記入日
2. 当ファンドをお取引されている販売会社の会社名、支店名、お取引口座番号
（お手数ですが、ご本人確認のため、口座のお届け印をご押印下さい。）
3. ファンド名称および保有口数
4. 信託約款の異議を申立てる旨
（例：「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・〇〇型の信託約款の変更について、異議を申立てます。」）
5. ご住所、お名前、ご連絡先電話番号（日中連絡先）

を書面（書式自由）にご記入のうえ、平成 21 年 5 月 15 日（必着）までに下記宛にご郵送下さい。

【書面の郵送先】

〒104-0033

東京都中央区新川 1-17-25 東茅場町有楽ビル 8 階

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 顧客部門 異議申立窓口 宛

なお、上記の記入内容に不備等がある場合には、異議の申立を受付できなくなる場合がございますのでご留意下さい。また、異議の申立を行なった受益者の方の受益権口数等の確認のため、取扱販売会社に対して口数の確認を行ないます。その際、必要がある場合には、ご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

（3）受益者からの異議お申立の取扱い

異議お申立の受益者の受益権口数の合計が公告日（平成 21 年 4 月 10 日）現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合、予定通り平成 21 年 6 月 12 日に信託約款の変更を行います。この場合、原則として異議お申立のなかった受益者の皆様には、信託約款の変更を実施する旨を改めてご連絡いたしませんので、予めご了承下さい。異議お申立の受益者の皆様には、信託約款を変更する旨及び買取請求の手続きについて書面にてお知らせいたします。

異議お申立の受益者の受益権口数の合計が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、信託約款の変更は行いません。この場合、信託約款の変更を行わない旨を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告します。

<ご注意>

- ・ 異議をお申立の受益者の方の保有口数等は、弊社が異議お申立の書面を受領後、各販売会社に照会いたします。このため、お客様に関する情報の一部を、弊社と販売会社との間で共有させて頂くこととなりますので、予めご了承下さい。当ファンドを複数の販売会社、複数の口座でお持ちの受益者の方は、お手数ですが販売会社毎、口座毎にご提出下さい。（1つの封筒にご同封されても構いません。）
- ・ 異議お申立の書面には、必要事項をもれなく正確にご記入ください。誤記や記入漏れ等がございますと、受益者としての資格の確認ができず、無効とさせていただきます場合がございます。
- ・ 異議のお申立を行えるのは、公告日現在で既に当ファンドをお持ちの受益者に限られます。

(4) 買取請求の手続きについて

予定通り信託約款の変更を行うこととなった場合、異議申立期間中に異議をお申立の受益者の方は、保有する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。この買取請求の手続きは、平成21年5月18日から平成21年6月11日までの期間に、販売会社に対して行う一部解約の実行の請求に準ずるものとして受付けます。買取請求の価額は、受託会社が販売会社を通じて買取請求書類を受理した日の翌営業日の基準価額とします。ただし、買取りを実施した際のお客様の受取金額は、所定の税金のほか、受託会社からの買取計算書の郵送料および振込手数料等が差し引かれた金額となります。

- ※ 上記の買取請求は、信託約款の変更に対して異議を申立てた受益者の方が、法令に基づいて一定期間に限り行うことができるものであり、販売会社に対して行う通常の買取請求の制度とは異なります。
- ※ 上記の買取請求の手続きは、通常の方法によるご換金の請求を何ら制限するものではありません。各販売会社では、異議のお申立を行ったか否かに関係なく、通常の方法（一部解約）によるご換金の請求を受付けております。

4. 本件に関するお問合せ先

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 顧客部門
お問合せ電話番号：03-5542-7150
受付時間 平日午前9時～午後5時

以上